

【 所沢市テニス協会 細則 】

第1条 会の運営

- 1 会則第13条及び18条より、理事会における議長は会長が行う。
- 2 会則第10条及び15条に基づき、役割を次のように定める。
 - (1) 理事会は、常任理事を本会の基幹運営を行う者として委任する。
 - (2) 理事長は常任理事会を運営し、会務を遂行する。
 - (3) 事務局長は常任理事会の実務担当として委嘱される。
 - (4) 理事長は会務を円滑に遂行する目的で、実行委員として係を委嘱することができる。

＜組織概念図＞

会議名	内容	構成メンバー
理事会(総会) * 会長が運営	予算、計画、会則等、会全体の方針決定	理事(各所属団体の代表)
常任理事会 * 理事長が運営	大会や事業の運営、会務執行の承認	常任理事(理事より若干名)
事務局会議 * 事務局長が運営	会務執行・常任理事会の運営	会長・副会長・顧問・監査・理事長 事務局長 … 協会事務責任者 会計 … 会計 庶務 … 渉外 広報 … ホームページ管理 書記 … 議事録作成等 総務 … 各種事務

- 3 総会、理事会及び常任理事会の議事録は要点筆記とする。
- 4 理事会及び常任理事会で決定したことはホームページを用いて公開することで報告とする。

第2条 人事

- 1 会則第11条の第1項(2)によって排出輩出される理事は、推薦者の名簿を提出しなければならない。
- 2 各団体は1名以上の常任理事を推薦しなければならない。
- 3 総会で諮る人事案件は、会則第11条の2の規定に円滑に対応するために、総会前の常任理事会で案を確認しておかなければならない。
- 4 人事案について提案をしたい場合は、総会前の常任理事会で十分な協議ができるような時期に理事長宛に申し出をしなければならない。但し、会則20条の2項の場合を除く。
- 5 何らかの理由により会長が不在となった場合には、副会長がこれを代行する。その他については常任理事会で決定する。

第3条 会計

- 1 会則第8条に定める会費は別表（年会費一覧表）に定める。
- 2 理事長は会則第23条に基づく本会の経費を適正に管理するための係として会計を委嘱する。
- 3 口座については会計が管理する。
- 4 諸手当は次のように定める。

- (1) 常任理事会出席における交通費は1回1,000円
- (2) 各市民大会の責任者及び相当の実務を行った者は、1日6,000円、半日3,000円とする。

但し、大会担当役員自らが当日の試合に参加する場合は、他に常任理事をその半額とし、その分の運営人員は別に補充することができる。

- (3) マラソン大会などイベントの手伝いは、1日6,000円、半日~~3,000円~~4,000円とする。
- (4) ドロー会議、調整会議の参加は、1回4,000円とする。
- (5) 理事長、事務局長及び事務局の係として委嘱されたものは、月5,000円の手当を支給する。
- (6) 県テニス協会や体育協会の会議後などの公式懇親会参加費の実費分は会が負担する。
- (7) その他、常任理事会で必要と認められた経費に関しては会が負担する。

以上(1)~(4)は、所定の用紙とともに提出すること。(5)、(6)は領収証と引き換えにより支給する。

5 コピーは用紙代も含め1枚10円、ハガキと賞状に関しては実費の他印刷代として1枚10円換算で会計する。

6 慶弔費等、特別な支出が必要な場合は理事長の許可があれば予備費から適宜支出することができる。

第4条 大会運営

- 1 大会運営に関する以下諸要項は、別に定める。
 - (1) 大会運営について
 - (2) 募集要項について
 - (3) 注意事項について
- 2 以下諸規定は、大会ごとに定めることができる。但し、それぞれ要項に明記しておく。
 - (1) 同好会所属の市外在住者の別途負担金の徴収
 - (2) 県登録料の参加者負担金の徴収
 - (3) 埼玉県選手権所沢市予選会の参加資格

附 則

- 1 本細則は平成22年12月11日より施行する。
- 2 本細則は平成23年12月11日より施行する。
- 3 本細則は平成25年12月15日より施行する。